

平成 29 年 4 月 20 日

## 全国で小型船舶に対する安全キャンペーンを実施！

### ～小型船舶の安全確保に向けて～

国土交通省では、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、本年 4 月 24 日から 9 月 29 日までの間、小型船舶の海難事故削減に向けた取組として、リーフレットの配布等による周知・啓発、マリーナ・漁港等でのパトロール指導を行う小型船舶の安全キャンペーンを実施します。

関東運輸局におきましても、下記のとおり管内の小型船舶に対する安全キャンペーンを実施します。

我が国の周辺では、毎年 2,000 隻以上の船舶事故が発生しており、その 7 割以上が小型船舶によるものです。第 10 次交通安全基本計画では、我が国周辺で発生する船舶事故を平成 32 年までに少なくとも 2,000 隻未満とする目標が掲げられています。

特にゴールデンウィーク前から初秋にかけては、小型船舶の事故が多発していることから、平成 19 年度より小型船舶に対する安全キャンペーンを実施しています。昨年度は、全国のマリーナ・漁港等約 800 箇所周知啓発活動を実施し、約 53,000 隻のパトロール指導を実施しました。

#### 記

#### 1. 実施期間

平成 29 年 4 月 24 日（月）から同年 9 月 29 日（金）まで

#### 2. 実施内容

・最近の制度改正や海難対策のポイントを踏まえて、以下について、マリーナ・漁港等におけるパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発に取り組みます。

（指導内容）

- ① 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ② 船舶検査の適切な受検の確認・指導
- ③ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・指導
- ④ 平成 30 年 2 月 1 日施行のライフジャケットの着用義務の拡大 等

・川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿ったすべての措置を講じるよう安全指導を行います。

・小型旅客船について、消防設備及びライフジャケットの適切な備付け等に関する安全指導を行います。

#### 3. 実施主体

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局の職員が、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得つつ、指導を実施します。

<問い合わせ先>

関東運輸局 海上安全環境部

船舶安全環境課 浅野・飯村 (045-211-7225)

運航労務監理官 山崎・下留 (045-211-7230)

船員労働環境・海技資格課 大島・中村 (045-211-7232)

F A X (045-210-8794)

配布先 : 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙